

第六十一回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会通信委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十四年五月七日(水曜日)

午前十三時三十二分開議

出席委員

科学技術振興対策特別委員会

委員長 石田幸四郎君

理事 小宮山重四郎君

理事 田川 誠一君

理事 石川 次夫君

理事 大石 八治君

理事 木野 晴夫君

理事 吉田 之久君

通信委員会

委員長 井原 岸高君

理事 加藤 六月君

理事 志賀健次郎君

理事 森本 靖君

理事 齋藤 憲三君

理事 羽田武嗣郎君

理事 武部 文君

理事 山花 秀雄君

理事 田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君

國務大臣 木内 四郎君

官(科学技術庁長)

出席政府委員

科学技術政務次官 平泉 渉君

科学技術庁長官 馬場 一也君

官房長 石川 晃夫君

科学技術庁研究調整局長 石川 晃夫君

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君

郵政大臣官房電氣通信監理官 柏木 輝彦君

郵政省電波監理局長 石川 忠夫君

委員外の出席者

郵政省電波研究所長 平井 正一君

日本電信電話公社理事(経理局長) 中山 公平君

参事(日本放送協会専務理事) 野村 達治君

参事(日本放送協会専務理事) 志賀 正信君

本日の会議に付した案件

宇宙開発事業団法案(内閣提出第二八号)

〔石田科学技術振興対策特別委員長、委員長席に着く〕

○石田委員長 これより科学技術振興対策特別委員会通信委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

宇宙開発事業団法案を議題として、審査を進めます。

宇宙開発事業団法案

宇宙開発事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 役員等(第十条―第二十一条)

第三章 業務(第二十二条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)

第五章 監督(第三十六条―第三十七条)

第六章 雑則(第三十八条―第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 宇宙開発事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「土地

等」という)を出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を

置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。
(役員職務及び権限)

第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣(内閣総理大臣にあっては、第四十条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一条第二項及び第四十三条第一号において同じ。)に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十二条 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。

(役員任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)。
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)
第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二条の例により、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから事業団の従たる事務所の業務に

務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)
第十九条 事業団に、その業務の運営に關する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員任命)
第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)
第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)
第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ
二 前項第三号に掲げる業務
三 前項第五号に掲げる業務を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

ればならない。
4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従って、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務委託)
第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)
第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に關する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び次条において「財務諸表」という)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけたなければならない。

3 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけたなければならない。

3 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけたなければならない。

(書類の送付)

第二十九条 事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるとときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるとときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 事業団は、主務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に必要事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告の徴取及び立入検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三十二条第二項、第四十三条第二項、第二十三条第二項から第四項まで、第二十三条、第二十六条、第三十一条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三条の規定による認可
- 二 第三十四条の規定による承認
- 三 第三十二条第一項の規定による指定
- 四 第三十七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三条第一項において同じ)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十四条の基本計画を定めようとするとき。
- 二 第三十一条第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第三十二条第一項の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四十三条第三項、第二十二條第二項第二号若

しくは第三項、第二十六条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第四十二条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十六条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

(施行期日)

第一条 この法案は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十二條第一項又は第

- 三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
 - 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
 - 4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。
 - 5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。
 - 6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
 - 7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
 - 8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
 - 9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによって成立する。
- (権利義務の承継等)
- 第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第二十條の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十七條の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務(電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。)に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時にあって、事業団が承継する。
- 2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その

- 承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
 - 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。
- (経過規定)
- 第四条 事業団が昭和四十五年三月三十一日までに、第四條第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。
- 第五条 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用している者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
- 第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。
- 第七条 事業団の最初の事業年度の事業計画は、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。
- (関係法律の一部改正)
- 第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一第一号の表中「医療金融公庫」の次に次のように加える。

- 宇宙開発 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)
- 事業団 (昭和四十四年法律第 号)
- 第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二第一号の表中「アジア経済研究所」の次に次のように加える。
- 宇宙開発 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)
- 事業団 (昭和四十四年法律第 号)
- 第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二条の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を「動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。
- 第七十三条の四第一項に次の一号を加える。
- 二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの
- 第三百四十九條の三に次の一項を加える。
- 24 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。
- 第十一条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。
- 第十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開

- 発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。
- 第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。
- 第十条の二第一項第十六号の次に次の一号を加える。
- 十六の二 宇宙開発事業団に関するもの。
- 第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。
- 第七條の二第六号中「国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部」を「国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。
- 七 宇宙開発事業団に関するもの。
- 第十六條中「宇宙開発推進本部」を削る。
- 第二十條の二及び第二十條の三を削り、第二十條の四を第二十條の二とし、第二十條の五を第二十條の三とする。
- 第十五條 放送法(昭和二十五年法律百三十二号)の一部を次のように改正する。
- 第九條の二に次の一條を加える。
- (宇宙開発事業団への出資)
- 第九條の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。
- 第四十八條第一項第一号中「第十一條第二項」を「第九條の三(宇宙開発事業団への出資の認可)」第十一條第二項に改める。
- 第五十五條第二号中「第十一條第二項」を「第九條の三、第十一條第二項」に改める。
- 第十六條 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
- 第三条の三第一項中「公社は」の下に「前二條の規定によるほか」を加え、同条を第三条の四とし、同条の前に次の一條を加える。
- (宇宙開発事業団への出資)
- 第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予

えたわけでございます。

先ほど先生の御指摘になりました、アメリカからの技術導入というものにつきましても、米国からの、日本における平和的宇宙開発というような意味において協力をしようという話がございまして、わが国におきましても、宇宙の平和利用という目的に對しまして協力を要請するというかっこうで、現在話し合いが進んでいるわけでございます。

したがいまして、この技術の導入を契機といったしまして、私たちは、計画されております衛星を打ち上げるよう鋭意努力中でございますして、その開発の中核的な機関といたしまして、今回宇宙開発事業団というものを設置したいということで、法案を提出したわけでございます。

したがいまして、この事業団が設立されました晩には、それが中核的な推進機関となりました、早速に宇宙開発の技術が伸びるものと私たち期待しております、また、そのように努力する所存でございます。

○加藤(六)委員 私が質問したのは、誘導その他の業務において、アメリカの技術協力が得られなければ、四十六年、四十八年の電離層観測衛星と静止衛星というものの打ち上げができるのか、できないかということをお聞きしたわけですが、

○石川(見)政府委員 現在の時点におきましては、もしどうしても導入ができない場合には、あるいは予定を変更せざるを得ないかというふうにも考えております。

○加藤(六)委員 この宇宙開発事業団をつくる前提には、しからば、アメリカとの技術協力といいますが、技術提携というのが大きき前提になつていないのか、なっていないのかという点をもう少しはっきり教えてください。

○石川(見)政府委員 ただいま申し上げましたように、わが国におきまして一番おかれておりますのは、誘導制御の技術でございます。これにつきましても、数年来わが国におきましても、航空宇宙技術研究所においてこれの開発を進めております

すが、その目標の期限までに打ち上げるといふことになりますと、どうしても現在の技術ではもう少し時間をかけていただかなければむずかしいのではなからうかというふうに考えている次第でございます。

○加藤(六)委員 それで、いま石川局長の答弁で、一本化して大きくまとめてやれば急速に開発が進むだろう、前の前の前の答弁ですね、そういうお話があった。もちろんわれわれはそれを期待して、この宇宙開発事業団なるものをぜひつくり、アメリカあるいはソ連に追いつかなくてはならないという意気込みと馬力を持っておるわけですが、その前提に、アメリカの技術導入というものがなければできないというのでは、これは非常にさびしい、心細い。また、どういふ条件をつけられるかわからない。日本は事業団までつくつたんだから非常に要望しておるだろうということになってきますと、問題が起こるんじゃないか、この懸念があったので、あえて質問しておたわけですが、もう一つ突っ込んで技術協力の問題を承りますと、新聞によると、科学技術庁はメーカーに対して許可を出しておるということですね。そうすると、この技術協力といものは、事業団がその協力を受けるのか、日本の特定のメーカーがアメリカの技術協力というものを受けるのか、その問題について見解をひとつお示し願いたいと思います。

○石川(見)政府委員 技術導入につきましては、基本的な取りきめにつきましては、政府間で行なうわけでございますが、個々の導入のケースにつきましましては、民間企業同士で相互に導入を行なうということになっておるわけでございます。

○加藤(六)委員 そうしますと、今後は政府並びに事業団が民間の企業に對して、この問題とこの問題について技術協力しろという指示をするわけですか、しないわけですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。この技術導入につきましては、事業団のほうといたしましては、国内の民間に對して物を発注するわけでございます。その発注部分につきま

て、会社同士が技術提携をして入れるということでございます。政府としては命令いたさないわけでございます。

○加藤(六)委員 政府としては命令しない、しかば、事業団といものは、いまの技術協力の線がなければ、予定どおりの四十六年と四十八年に打ち上げできぬわけでしょう。おくれるかも知れぬと言われたでしょう、この技術協力をもらわなかつたら、そうすると、政府はメーカーに對して特定の機器を発注するわけでしょう。そのメーカーが発注された内容について、つくる力がないわけでしょう。いまの段階においては予定どおりにはできないわけでしょう、誘導装置とかその他の問題について、そうしたら、どうしても技術協力を受けてはならないということになると、当然事業団あるいは政府は、この点については技術協力を受けないという指示をするのじゃないのですか。せうにメーカーが自発的に技術協力をするよう、その品物を発注することによって、あるいは研究開発をメーカーにさすことによつて、メーカーは技術協力をするので、それはどうなるんですか。

○石川(見)政府委員 先ほど申しましたように、メーカーが直接契約するわけでございますが、現時点におきましては、少しおくれればありますが、導入できるといふ前提におきましては、非常に窮屈ではございますが、まだ目標の年度までには上げ得るといふふうに私たち確信しておるわけでございます。メーカーに對しましては、事業団のほうから仕様その他を全部きめまして発注するわけでございます。

○加藤(六)委員 仕様書を書くんでしょう。

○石川(見)政府委員 仕様書を書いて発注するわけでございます。その時点におきまして導入の内容と内容とが十分こちらの仕様と合うように、民間側で技術導入をするということになっておるわけでございます。

○加藤(六)委員 これに関連して、もう少し郵政省に聞きたいのですが、電気通信監理官が来てお

られるようですが、これもまたあやふやな話で申しわけないのですが、この技術協力を受ければ、インテルサットの関係でいろいろ拘束を受けるようになるんじゃないかという話があるのです。その点について柏木監理官の意見をちょっと承っておきたいと思ひます。

○柏木政府委員 お答えいたします。技術協力協定の内容自体につきましては、私のほうは直接関与いたしておりませんが、新聞に伝えられておるところによりますと、インテルサットの定めるワケ内で、あるいはその関係でアメリカと日本が協定をいたしますその協定の条件によつてというふうな伝えられておりますが、これによります場合、それじやインテルサットにどういふような条件を課するかということが問題になるわけでございます。ただいまのところ、御承知のように、現在の時点においては暫定協定による。恒久協定が成立するのが早くても明年の一月といたしましては新しい協定の内容によつて定まるわけでございますが、御承知のように、恒久協定は現在交渉中でございます、内容はまだほとんど確定しておりません。現時点におきまして、どういふ内容ができるかということをお聞きするとはたいへんむずかしいのでございますが、たとえば地域衛星の問題でございましてとかというふうなことにございましていろいろの意見を提出し、また、日本としても、地域衛星あるいは特殊衛星が今後各国の自主的な力によつて開発ができるという主張をいたしているわけでございます。

○加藤(六)委員 この問題は十分突っ込んで質問させてもらおうと思つておたのですが、約束の時間もうないような調子でございますので、せつかく木内長官におきましていただいておりますので、ちよつと一問質問しておきたいと思ひます。

最近天たりとか天上がりとか、あるいは役人の公団、事業団へ行く問題等いろいろ新聞や、あるいはまた国会の決算委員会あるいは議連等で議論されておるわけでございますが、この事業団の

役員構成を見ますと、理事長一名、副理事長一名、理事五名以内及び監事二名、そのほか非常勤の理事二名、こうなっておりますが、これらの役員は産業界あるいは官庁あるいはいろいろな関係の構成というものは、もう予定されておるのでしようか、どうでしょうか。

○木内国務大臣 お答え申し上げます。

いろいろ御配慮願っておりますが、まことに感謝にたえないのでありますが、この事業団は、御案内のように、また、説明でも申し上げておりますように、官、学、民の総力を結集して、有能な人々を集めて、そして有能なトップマネージメントを構成して、それによってこの目的を達成していく、こういう趣旨でつくるわけなんです。

そこで、しからば、それに対してすでに腹案があるかと申しますと、大体考えないこともないものでありますが、この人事は非常にむずかしいことでありまして、有能な経営能力もなければなりません。また、信望もなければなりません。また、この大企業、大組織の管理能力もなければならぬというふうなことで、非常にむずかしい問題でありますので、これを御審議願ひまして、この法案を通していただきますれば、四月月ばかりありますので、その間に慎重にひとつ検討をいたしたい。

そこで、絶えず問題になり、また、いまもちょっとお触れになりました天下り云々というところとありますけれども、あまり非難のあるようなことをする、すなわち度を越してはいかぬですけども、官、学、民の総力を結集する、有能な人々を集めるという意味からいけば、官のほうも、これをいたすに排除するということは私は適当でない、かように考えております。それにほどこ合いがありまして、あまりに極端なことをやって一般の非難を受けるということはやりたくないと思ひます。

○加藤六六委員 いまの長官の答弁で満足するものでございますが、どうぞいま御答弁のありましたように、官、学、民、いわゆるあらゆる知能と管理能力を結集して事業団が所期の目的を実現

されるように切望いたしまして、私の質問を終わります。

○石田委員 次に、森本靖君。

○森本委員 それではさっそくこの法案の内容について質問に入りたいと思ひます。

まず最初にお聞きしたいと思ひますことは、この宇宙開発事業団であります。ことばのあやとことばの誤りではないかと思ひます。先ほども申し上げたことについての定義であります。先ほども申し上げたこととお触れになったようでありますけれども、どういふふうにお考えになっておるか、それからまた聞いていきたいと思ひます。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

宇宙の定義につきましては、先ほどの説明を繰り返すようでございますが、広い意味としましては、地球を含めましてあらゆる天体、空間を宇宙というふうなことでございまして、私たち普通考えておりますし、また、国際的にも一致している線といひまして、人工衛星あるいは人工惑星の打ち上げ利用を中心とする宇宙開発の分野におきましては、地球とその周辺は宇宙から除く、含めていないというふうにお考えになっているわけでございます。

地球の周辺をどの程度まで考えたいのかという考え方でございますが、これについてはいろいろ説がございます。また国際的にも一致していません。現在国連の宇宙空間平和利用委員会において検討中でございます。しかし、その中に出てまいります定義に関する科学的基準といひまして、幾つかあげられているわけでございますが、その一つといひましては、大気組成、いわゆる大気におきまして平均分子重量、あるいは大気の温度、こういふようなものから宇宙を定義するといふ考え方もございます。また、気球の上昇限度あるいは航空機の上昇限度こういふようなものから宇宙の高さを定義するといふ考え方もございます。また、人工衛星が継続的に飛ぶようである高さはどのくらいであるか、いわゆる飛ぶよう可能な高度、これを基準とするといふ考え方もございます。

さいますし、そのほか、静止衛星がいわゆる地球と同期して回れる高さ、三万六千キロの高さ以上を宇宙とする考え方、さらに月から向こうを宇宙とする考え方、いろいろあるわけでございます。この点につきましては、先ほど申しましたように、宇宙条約に關しまして、国連の宇宙空間平和利用委員会において現在検討中でございます。したがって、いまの段階におきましては、私どもも定義をどれにしたいかというところについては、まだ確定した考えは持っていないわけでございます。

○森本委員 これはSF小説みたいなもので、大宇宙の定義自体が広大無辺なものであつて、われわれ人間としては、わかつておるものはほんのごく一部分である。そもそも宇宙というものはいつの考え方そのものが、まだ国際的にもはっきりきまつていないといつても私は言い過ぎでないといふふうにお考えのわけでございますが、しかし、いづれにしても、ここで宇宙という問題が事業団で出てまいったわけでありまして、もともと、これは宇宙開発委員会を設置するときにもこの問題が出てきているわけでありまして、いま国際的にもいろいろ検討せられておる問題でありますので、その程度にしておきたいと思ひます。

そこで、宇宙開発委員会設置法が当委員会において可決をせられたときに、附帯決議がついておるわけでありまして、その中に「わが国における宇宙の開発及び利用に関する基本方針を明らかにするため、すみやかに宇宙基本法につき検討を進め、その立法化を図ること」ということが入つておるわけでありまして、本来ならば、このいわゆる基本法ができ上がつて、それからあとでこの宇宙開発事業団法ができるというのが適当な順序ではないかというふうにお考えですが、この点についてはどうですか。

○木内国務大臣 お答えいたします。

宇宙開発委員会設置法案のときに、いまお示しのような附帯決議がついておることはよく承知いたしておるわけですが、この点につきましては、私どもの承知しておりますところによりまして

と、各党間におきましてこの基本法の問題についていろいろ御相談になつておるようでありまして、そのお話がまとまれば、その趣旨に沿つて私どものほうはやつていきたい。もちろん、これに對しては、われわれのほうとしても研究してないじゃない、いろいろ研究はいたしておるが、積極的にそれに御協力をしてまいりたい、かように考えておつたわけなんです。

そこで、しかし、宇宙開発のほうは宇宙開発委員会を設けていただきましたが、企画調整の部門はそれです。今後十年間くらいを展望して、そして五年間くらいな計画を立てていただいておりますが、実施機関は何としてもその設置を急がなければならぬといふことで、今回その実施機関として宇宙開発の事業団といふものの法案を出して御審議を願つておる、こんなふうなわけでございます。

○森本委員 各党間でそれぞれ相談をしておるわけでありまして、しかし、政府としても一応の考え方というものを示してもいいのではないかと、いふふうには私は考えるわけでありまして、そういう点については各党間に——これは原子力のときにも一つの見本、サンプルがあるわけでありまして、そういう点については、政府としてもやはり、政府自体としてはこういふふうにお考えといふ一つの案を考えてもいいのじゃないかといふふうには私は考えておるわけでありまして、そういうことでいま進んでおるから、この問題はこれでございまして。

そこで、この法案の条文であります。第四條の第三項、これは今後しばしば出てくるわけでありまして、この法律における主務大臣といふのは、一体何大臣に当たるわけでありまして、

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

ここに主務大臣と申しますのは、この法案の三十九條に規定されているわけでございます。この三十九條におきまして、主務大臣といたしましては、内閣総理大臣と郵政大臣ということになって

いる次第でございます。

○森本委員 「内閣総理大臣、郵政大臣」となっておりますが、それから「人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定める」というのは、これはどの大臣ですか。

○石川(見)政府委員 この政令で定めます大臣は、現在人工衛星の研究を行なっている各省の研究が開発の段階までに進み出した時点におきまして、この政令で定める大臣として入るわけでございまして、たとえば気象衛星、航空衛星などの場合並びに測地衛星の場合には運輸大臣、それから測地衛星の場合は、建設省も測地関係の仕事をやっておりますので、建設大臣なんかも含まれるものと考えております。

○森本委員 そういたしますと、ここで、第三十九条でいわれるところの政令で定める大臣というのは、いまのところ、内閣総理大臣、郵政大臣以外に運輸大臣もしくは建設大臣、この程度ですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。現在予想されておりますのは、以上的大臣でございます。

○森本委員 それから、第四条の第一項の三、「事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額」ということにおけるわけですが、この事業団の設立に際し政府以外の者が出資するといふものは、大体どういうものですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

この「政府以外の者」と申しますのは、宇宙開発に對しまして協力的な態勢のとれるものというように意味合いを含んでいるわけでございますが、当面、試作とかあるいは製造、そういうものに対してはメーカー等が関係するわけでございますが、そういう方々からは、協賛的な意味におきまして、今後の宇宙開発を推進していただくという意味においてお願いすることになると思うわけでございます。

○森本委員 だから、具体的に、「事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額」と、こうあるわけでありまして、これは事業団の設立に際して行なわれるわけでありまして、この法律案をいま審議をしておりますから、この法律案が通つてこの事業団をいよいよ設立するという際には、政府は、政府以外の者が出資するといふものについて、どういうものを考えておられるか、具体的に、その考えておられる者と金額を明示を願いたい、こういうことです。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。この事業団法案が成立いたしますと、すぐ設立委員会を設置するわけでございますが、この出資につきましては、その設立委員会において検討されることになるわけでございまして、現時点におきましては、その出資先並びに金額というものについてはまだ決定していない段階でございます。

○森本委員 これは設立委員会においてやるというところであります。現実にはこの法案というものをい出して、事業団というのに対して責任を持つておる以上は、具体的に大体いふ考えはおるものについてはこれこれであるという内容は明らかにしなければならぬと私は思います。そういうものはすべて設立委員会にまかしてあるからでは、これは事が済みます。

○木内国務大臣 いまお話しした点、まことにひとつもたぬ点があるわけですが、この民間からの出資は協賛的なものでありまして、きわめて少額の出資しか私どもは期待できないと思つておるのですが、これはいま経団連などにも話をいたしました。できるだけまとめてもらうように話をしているわけですが、繰り返して申し上げますが、ごくノミナルな金額しか私どもはこの際には期待いたしておらないわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、この設立の際におけるところの資本金というものは、大体どの程度で発足をする予定ですか。

○石川(見)政府委員 出発当初におきましては、五億円を予定しているわけでございます。

○森本委員 五億円を予定しておいて、五億円で一体仕事、何ができますか。私が聞いておるの

は、宇宙開発事業団が発足するという場合に、具体的にその宇宙開発事業団の出資というものがどの程度になるかということであつて、五億円の出資で一体何ができますか。それはあと、土地、建物、そういうものについては現物出資するといふことが書いてありますけれども、しかし、現実には金がその程度では何もできないといふふうに私は考えるわけでありまして、もっと親切に、発足当時この宇宙開発事業団というものはどの程度の出資金において行なわれるか、その出資金というものはどこどこが出来るのか、せめて政府関係機関についてはおわかりであろうと私は思いますが、どうですか。

○石川(見)政府委員 この出資につきましては、四十四年度の計画におきましては二十八億円を予定しているわけでございます。設立当初におきましては五億円、これは設立当初に出す出資でございますが、この内容といつたしましてはQロケットのシステムデザインとか、あるいは射場の設備関係、土地買収、それから電離層観測衛星関係、それから経常経費、あるいは事務所、宿舎、こういうようなものを含めて五億円でございます。そのあと二十三億円は逐次出資をしていくというふうになっておるわけでございます。

○森本委員 その二十三億円というものの出資の内訳はどうなっておりますか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。二十八億円の、あとから追加出資いたします中には電波研から参ります約五億円を含んでおるわけでございます。その二十三億におきましては、このQロケットの試作、そういうようなものを含んでおるわけでございまして、そのほか、電波研から参りました五億円には、電離層観測衛星の試作というものを含んでおる、プロトタイプ製作費を含んでおるわけでございます。したがいまし、これは全部政府として一本で出資するということになっております。

○森本委員 そういたしますと、その二十八億円というもののうちにはこの政府出資の五億円、それ

から残る二十三億円についてもすべて政府出資、こういうことですか。

○石川(見)政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 これ以外に、政府関係機関以外で出資するといふのはどの程度ですか。

○木内国務大臣 いまちょっと説明がございましたが、いま申し上げたけれども、今回の出資は、そこにも書いてありますように政府の出資、これは本年度の予算に計上してある二十八億円ですね。当初は五億円、あとの残り二十三億円は出資する。そのほかに、いま宇宙開発推進本部というものが現に宇宙開発の仕事をしておりまして、その資産を引き継ぐ。また、郵政省の電離層観測衛星の研究開発に従事しておりますそのほうの資産も評価をして出資に充てる、こういうことになっております。

しからば、一般の民間からの出資はどうかといふますと、これはきわめてノミナルの協賛的な出資にすぎないものである、かように御承知を願いたいと思つております。

○森本委員 そういたしますと、この附則条項にありまして、N H Kの四十四年度のこれに対するところの出資、それから、電電公社の出資はどうなっておりますか。

○木内国務大臣 いまお話ししたN H Kとか電電公社の出資は、今後開発された人工衛星をこれらの機関が利用する段階になって適当に出資をしていただく、こういうことにならうかと思つております。

○森本委員 そういたしますと、この四十四年度については、N H K並びに電電公社については関係がないわけでございますか。

○石川(見)政府委員 四十四年度については予定してないわけでございます。

○森本委員 それから、国際電電についてはこの予定はありませんか。

○石川(見)政府委員 国際電電につきましても、予定はございません。

○森本委員 そういたしますと、四十五年度以降

については、いま私が申し上げました三つは、どういふことになりましたか。これを私が聞かなくとも、大体いまの三つは通信委員会の所管事項でありますので、特に聞いておるわけでありませう。

○石川(見)政府委員 NHK、電電、国際電電につきましては、現在郵政省の中におきまして通信衛星の研究開発を行なうという体制になっておるわけですが、この実験用通信衛星が開発の段階にまで進んだ時点におきまして、この出資の問題に關係してくるものと考えております。

○森本委員 そういたしますと、通信衛星の本体そのものについての開発、それから、それを試作するといふふうなことにしては、すべてこれは従来どおりそれぞれのいわゆる通信関係機関がやるということであつて、いよいよこれを打ち上げるという段階になって宇宙開発事業団が行なう、こういうことですか。

○石川(見)政府委員 この実験用通信衛星が開発の段階になりますと、これは宇宙開発事業団において引き継ぐことになっているわけでございます。

○森本委員 通信衛星の開発というのは、一体どの程度を考へておるのですか。

○石川(見)政府委員 通信衛星につきましては、プロトタイプの段階になった時点において開発と考へておるわけでございます。

○森本委員 すでにこれは、通信衛星にしても、放送衛星にしても、それぞれ研究せられておるわけですが、それが実際に打ち上げる段階に至って宇宙開発事業団ということになり、宇宙開発事業団というものが、この法案にありますように、総合的に宇宙開発そのものを行なうのだというところであるならば、これは、衛星の本体そのものを研究するときからこの開発事業団が行なうのが当然ではないのですか。これはやはり、そういう放送衛星なり通信衛星というものはそれぞれものに一応やらせておいて、そうして、いよいよ打ち上げるという段階になってこの

開発事業団が行なう、こういうことになるわけですか。

○石川(見)政府委員 考え方としては、基礎的な部品あるいは中の装置の研究というものは、それぞれその所管のところで行なうというふうになりまして、それが総合されて衛星の形態をなす時点に至りまして開発というふうに考へておるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、通信衛星とか放送衛星とかいうものは、衛星の本体そのものについてはそれぞれの機関がこれをつくる、そうして、その打ち上げだけがこの宇宙開発事業団の任務である、こう解釈していいわけですか。

○石川(見)政府委員 衛星をつくり出す時点におきましてはすでに開発となりますので、これは宇宙開発事業団で行なうわけでございます。打ち上げだけではないわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、これは最初から、放送衛星にしても、通信衛星にしても、その部品からつくつていって、それぞれ研究段階へ入っている。あなたも郵政省において御承知のとおり、それぞれの機関においてそれぞれつくつておる。それぞれの機関においてそれぞれ試作しておるものについては、これを宇宙開発事業団に移行してやってやるのがほんとうじゃないのですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

各それぞれの所管において行なわれております研究の中には、先行的な研究が相当含まれておるわけでございます。開発の段階になりますと、これは実用化の段階になってまいりますので、先行的な研究をそのまゝ開発事業団に移しました場合には、かえつて開発をおくらせる場合もあるわけでございます。したがって、先行的な研究はそれぞれ所管の研究所等において行なつていただきまして、その成果を集めて開発できるといふ段階に至った時点において、これを開発というふうに考へて、当事業団で行なうことを考へております。

○森本委員 それじゃ郵政省にお伺いします。いま郵政省が、事務次官を頂点として通信衛星に関するところの委員会というものをつくつておるわけですが、その程度までこれが進んでおりますか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

四者の協議会を開発本部にいたしましていままで検討してまいりましたのは、一つは電離層観測衛星、もう一つはお話しの実験用通信衛星でございますが、この通信衛星の現在の研究段階というものは基礎研究でございます。こういった研究を各機関で行ないまして、それが実ったところで事業団における開発へ持っていく、こういうことで、その各機関において行なつております基礎研究の取りまとめ、こういう協力機能的な性格に今後なっていく、こういうふうにお考へておる次第でございます。

○森本委員 いままで電電公社、それからNHK、それから郵政省を合わせまして、宇宙開発に關するところの通信衛星あるいはそれに關するところの予算は、全部でどの程度使つておりますか。その数字をいま明らかにできませんければ、それはそれでけっこうでありますけれども、私がいまなぜその数字をあげると言つたかといふと、相当の金額になつておるわけですから、いま基礎的な研究といふふうには言われませんでしたけれども、現実通信衛星なりあるいは放送衛星については確かに基礎的な研究でありますけれども、ほんとうにこれをつくるというふうになるとするならば、衛星の本体そのものについては、私はつくられる段階に今日入つておるといふふうには解釈をいたしておるわけですが、その点についてはどうですか。

○石川(見)政府委員 私ども聞き及んでおるところでは、まだ基礎研究の段階であるといふことで、これをそのままとめて実験用衛星がでけるといふ段階にはまだちょっと無理だといふふうには聞いております。

○森本委員 聞き及んでおるといふけれども、電

波監理局長は電波監理局長で技術屋でないで、それじゃ郵政省で、技術屋でこれに關するところの問題を明確にお答えができる人から答弁を願いたい。私は、いま全力をふるつてやろうと思つれば、通信衛星の本体そのものについては一応できるところの技術能力を持つておる、こう解釈をいたしておるわけでありませう。そうでなかつたならば、いままでの予算の使い方が私はほとんどむだ使いにひとしいといふふうには考へるわけですが、だから、実験用の通信衛星の本体——ロケット段階は別として、本体そのものについては、いまやうと思へばできる能力を持つておる、私はこう解釈をいたしておるわけでありませう、その点どうですか。聞き及んでおるといふふうな答弁をせられたのでは困りますので、ひとつ明確に答弁を願いたい、こう思つておるわけですが。

○平井説明員 お答え申し上げます。

通信衛星の本体の開発につきましては、特に技術的な問題になりますと、まだ完全に現在の國產の技術でできると申し上げる段階には至っておりません。特に各衛星を打ち上げてもこれに信賴性のある部品をつくれるという自信の段階にまだなっておりません。また、その他衛星関係の姿勢といふものは、誘導関係の技術についても、機械そのものあるいはその技術そのものについてもまだ全然——全然ではございませんが、自信を持った段階にありません。目下まだ研究の段階にございます。

○森本委員 そういふふうな答弁しか、いまこの科学技術特別委員会との合同審査の中ではできないといふことになるとするならば、いままで一体何をしておつたかといふことを言いたいし、それからまた、たびたびのこういうことに關連する質問においては、さも自信ありげな答弁をそれぞれしておつたにもかかわらず、いまごろになつて、全然自信がありませんといふふうな答弁だとするならば、これはまた別の委員会でもやりますけれども、一体、通信衛星開発委員会なるものを次官を頂点としてつくつて、何をしておつたか、む

だ使いばかりしておったのかという事を言いたいわけでありまして、これはまた、いづれ日を改めて通信委員会では一つ一つ質問をしていきたい。それでは大体いまままでべんにかけたみたいなき答弁でその場を切り抜けておったという印象しか私は受けぬわけでありまして、もつとも、この段階になつてきわめて慎重な答弁に変わつてきたといえ別でありまして、いづれにいたしましても釈然といたしませんけれども、時間の関係で次へ進んでまいりたいと思つておられます。

なお、それではちよつと資料として要求しておきたいと思ひますが、郵政省のほうから、いままで衛星に關係するところの暦年度の予算をずっと明示願ひたい。それから、実験用の通信衛星を上げる段階における技術的な内容がどの程度まで進んでおるかという事も資料でお出し願ひたい、こう思つておられますが、よろしうございませうか、郵政省は。

○河本國務大臣 先ほどのお尋ねでございまして、御承知のように、四十三年度までは電離層衛星に於いての予算がついておつたわけですが、ことしから初めて、ごくわずかでございまして、実験用静止通信衛星に於いての予算がつき始めまして、ただいまのところ総額約七十億円を必要とする、かように考へておりますが、そのごく一部、一億円前後のものがついた、こういう段階でございまして、先ほど担当者からあのような答弁があつたのだと思ひます。しかし、四十八年度にはぜひこれを予定どおり打ち上げる、こういう方針で全努力を傾けておるといふことについては御了承願ひたいと思ひます。

なお、資料につきましては、提出をいたします。

○森本委員 それから、この事業団の役員の点についていまお話がありましたけれども、これは科学技術庁長官としても相当慎重に取り扱いたいといふことを言われておりますから、私はあえて申しませんけれども、この点については、特に私はひとつ慎重な態度をとつていただきたいと思ひます。

ここでちよつと聞いておきたいと思ひますが、この理事長、それから副理事長、理事、監事の待遇はどの程度を考へておりますか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。この事業団の役員の待遇につきましては、まだ最終的にはきまつていないわけではございまして、これは、設立委員会ができましたから、そこにおいて決定されるものだと考へております。しかし、私たちが考へておりますのは、従来科学技術庁の中にいろいろな事業団がございまして、大体それに見合うような待遇をしたいといふふうに考へております。

○森本委員 考へていないといふことでありますけれども、大体こういうことは法律をつくるときには考へておいて、われわれのほうはこういうふうな予定をいたしておられますという答弁ができるのがほんとうでありますけれども、まあ合同審査でありますから、あとは科学技術のほうに譲ります。

それから、第十九条の顧問という問題であります。こういう公団關係で顧問というのを正式にやつてありますのはあまりないと思ひますが、この顧問というものは、どういふふうな内容になるわけですか。

○石川(晃)政府委員 この顧問を置いた理由でございまして、宇宙の研究開発というものは、わが国においてはまだ非常に歴史が浅いわけではございまして、また関連分野は非常に広いわけではございまして、したがって、学識経験のすぐれた人の英知を結集したいという考へでございまして、顧問を置くことによりまして、この事業団の運営が硬直化される、あるいは独善化されるということがないようになつてほしいという意味で、この顧問を置いたわけではございまして。

○森本委員 この顧問は常勤制ですか、非常勤ですか。

○石川(晃)政府委員 非常勤でございまして。

は、かなり慎重に考へないと、ただむやみやたらに顧問を置いても意味がないということになりかねぬと思ひますので、特にこれは私は発言しておきたいと思ひます。

それから、この第四章の「財務及び会計」とこの決算の項であります。第二十七条であります。この決算について、会計検査院のほうの決算に対する検査というのはどうなつておりますか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。会計検査院の検査でございまして、会計検査院の検査の範囲は、会計検査院法第二十二條というのに規定されているわけではございまして、この宇宙開発事業団は、国の出資金が二分の一以上になるという法人でございまして、したがって、この会計検査を受けるということになるわけではございまして。

○森本委員 これは第二十二條の五号で、国が資本金の二分の一以上を出資している場合には、当然そのうちの二分の一以下に国の出資がなつた場合は、当然会計検査院がこれを検査することにはならぬわけではあります。だから、そういう点で、正式にこれは法律事項として、会計検査院の検査を受けて云々といふふうに入れておいたほうが無難ではないんではないですか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。この宇宙開発事業団は、いわゆる国のナショナルプロジェクトとして行なわれるものでございまして、将来とも国の出資が二分の一以下になるというところは考へられないわけではございまして、かりにそういうことになつた場合でも、この会計検査院法の第二十三條によりまして、「会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、左に掲げる会計経理の検査をすることとができる。」という条項が当てはまるわけではございまして。

○森本委員 その条項を当てはめるよりかは、この条項の中にはつきりと、会計検査院の検査を受ける

けて云々といふことを入れておいたほうが、法律的には明確になつていいでしょう。

○木内國務大臣 いろいろ御意見ももつともな点もあるのですが、いま政府委員から申しましたように、この政府の出資が半額以下になるといふような場合は、私どもは想定いたしておらないのでございまして。それと、いまの会計検査院法の關係からいいますと、私どもは、特にこの法律にそれまでの規定を入れなくても十分いまの段階では足りる、かように考へたわけではあります。

○森本委員 国がそれだけの気持ちでやられるのは私はけっこうだと思ひますけれども、将来の日本の宇宙開発を行なう場合、アメリカなんか考へておるようには、いわゆる月ロケットとか、あるいはその他のロケットとかいうことをやるよりは通信衛星とか、放送衛星とか、測地衛星とか、航行衛星とかいふふうには、そういう実用段階の利用方面に移つていくのが私は早いと思ひます。だから、アメリカのNASAあたりとはだいぶ違つたような形に、日本の場合はなると私は思ひます。

そういう場合には、必ずしも——私は自分の専門的な分野からばかり見ておるわけではありますけれども、そうなつてきますと、たとえば、いまの国際電報の問題を考へまして、これなんか将来国際通信の面ではこの衛星を使つていくほうがずっといいわけではありますから、必ずしも政府の出資金云々という点については、そうなつていくことが望ましいわけではありますけれども、その比重が変わつてくる場合もあり得ると考へてもいいんじゃないかといふふうには私は考へるわけではありますから、特にいまの会計検査院の問題を出したわけではありますけれども、特に内閣の請求があつた場合という条項があるわけではありますので、もしもかりに二分の一といふことがなくなつても、その条項を当てはめて会計検査を従来どおり行なうといふことが速記録に載るわけではありますので、その点で了承できますけれども、現実には、こ

ういふふうな

な国がほとんど行なうという問題については、会計検査の条項をはつきりに入れておいたほうが明確になっていいというふうに考えますけれども、これは、いまさら立法上これを修正するというわけにもいきませんが、ただ意見として申し上げておきたいと思ひます。

それから、今度のこれによって郵政省から今回この宇宙開発事業団に移っていくという内容でありますけれども、これは具体的にどの程度の人員と、それから、どういう人たちが行くことになるわけでありませうか。

○石川(忠)政府委員 お答えいたします。

電波研究所の研究職が二十三名移る、こういう予定をいたしております。

○森本委員 二十三名というのは、これは全部事務官ですか、技官ですか。

○石川(忠)政府委員 研究職でございますので、技官でございます。

○森本委員 そうすると、電離層のいわゆる衛星関係部門から行くわけですか。

○石川(忠)政府委員 従来持っている仕事を保持していけばいいわけでございますけれども、原則としてはそういうことになるかと思ひますが、研究所の中で、まあ電波研究所の方々は電離層の研究は十分までやっておりますし、直接、間接いままでの電離層観測衛星の開発にタッチしていることでもございますので、研究所の研究職の中から二十三名行く、こういうことでございます。

○森本委員 そうすると、その中で一番若い人は、勤続年数がどのくらいになりますか。

○石川(忠)政府委員 いまのところ、具体的にだれがということがきまっておりますので、どの方が一番若いかわからないと申し上げることができません。

○森本委員 そういたしますと、公務員からこの開発事業団に移った場合に、共済年金、退職金、そういうものについては、どうなりますか。

○石川(忠)政府委員 お答えいたします。

現在私たちが考えておりますのは、この事業団に電波研究所並びに宇宙開発推進本部から引き継ぐ人については、本人の希望を聞いてこの事業団で引き続きたいと思つております。その希望と申しますのは、将来公務員としてまた帰るといふ復帰希望を持っているかどうかということと処置していきたいと思つております。その場合に、復帰希望によりまして再度公務員になった方につきましては、年金は継続されるわけでございます。それから、事業団に行ったまま公務員として再び戻つてこない方は、その場合には退職というふうになるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、郵政省からかりに事業団に移つていった場合、一度いわゆる退職をした形になつていくわけでありませうか。それとも、もう一回公務員として帰つてきたいという人の希望については、退職ということにせず休職という形で行くわけですか。

○石川(忠)政府委員 お答えいたします。

形式といたしましては、退職というふうに行くわけでございます。

○森本委員 退職ということになつていくとするならば、結局退職手当その他については、これは引き継ぐわけにはまいりませんが、現実共済年金だけについては、その間の、いわゆる宇宙開発事業団における年限についてはどうなるわけですか、もう一回帰つてきたとき。

○石川(忠)政府委員 お答えいたします。

復帰希望者につきましては、その事業団におります期間は、将来公務員になった場合にも年数として計算されることになるわけでございます。○森本委員 その場合、共済年金の場合には掛金をかけておらぬわけでありませうか、これは減額支給になりますか、それとも、共済年金についてはあとから徴収する、こういうことになりませうか。

○石川(忠)政府委員 お答えいたします。それはかけることになつておるわけでございます。

○加藤(六)委員 関連質問。いまの森本委員の質問に対して答弁がございましたが、私は逆に宇宙開発事業団の立場から見ると、そういう両方の面をとつて事業団へ行くかということについて非常に危惧の念を持つております。事業団の名前は申し上げませんが、ある事業団で、二省以上の管轄によつてできた事業団があります。最初のうちは本省の出向という形をとつておつて、事業団が何か方針決定をしようとするときに、その団の人はそれぞれの本省に本省伺いをしないといふ結論を出さないといふことで、一、二年間非常に運営がうまくいった実例を知つております。そういう観点から見ますと、いまの石川局長の答弁のような方法でやられるということは、宇宙開発事業団を何のためにつくつたのか、わけがわからない、いまのままでいいのじゃないかという気持ちも持つので、もう一回はっきり、本人の意思を聞いて、そして将来は復帰するやうな方法も考えようとか、あるいは年金その他についてはそのまま事業団の中でかけさせておいてまた帰さすというやうなやふやな態度でこの事業団を構成していくかどうか、ちょっと懸念があるので、関連質問します。

○石川(忠)政府委員 お答えいたします。私たちがしましては、この事業団の将来というものも考えますと、現在この事業団に入る方は、そのまゝ続けて宇宙開発のために尽くしていただきたいといふことで、全員そのまゝ宇宙開発の事業を続けてほしいという気持ちでございます。しかしながら、一部の方でどうしても公務員としてもう一度帰りたいという希望の方は、その希望を聞き入れるといふことでございまして、根本的な考え方としては、いま申しましたやうに、事業団でそのまゝ将来とも宇宙開発のために尽くしてほしい。ただ、研究者の能力といふことを考えますと、場合によりましては、その研究成果の有効利用といふ面におきましてやういふような交流が行なわれるといふことも、ある場合にはやむを得ないかといふふうにも存する次第でございますが、根本的には、先ほど申しましたやうに、宇宙

開発事業団へ全部移つていただくということが望ましいわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、いま私が言いましたやうに、これは、要するに、宇宙開発事業団に一度は行つて、また最後に帰つてきて共済年金を足してそれでやめるといふことが得る、こういうことですね。

○石川(忠)政府委員 希望のありました場合は、得るということでございます。

○森本委員 それから、この二十三名の電離層観測衛星関係の部門については希望をどうしていくといふことでありますから、希望がない人についてはやらない、こういうことですね。

○石川(忠)政府委員 先ほど答弁のありました希望というものは、戻るか戻らぬかという希望でございます。そういうことだと思ひます。

○森本委員 いや、そうでない。先ほど私が二十三名といふものについては一体どうかと言へば、それはまだ希望をとつてからやらなければ人員についてはわからぬ、こういうことだつたでしよう。だから、その二十三名宇宙開発事業団に移つていく人については、将来戻つてくるということとを条件にして行くといふ人もあれば、あるいは私はそういうふうなほうには行きたくないという希望もあるかと思ふのです。だから、そういう希望をとつて、その希望によつて行かす、こういうことであるかどうかといふことを聞いておるわけですか。

○石川(忠)政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 そういたしますと、本人が希望しないかわからず無理やりこれに出すといふことは、ない、こういうことですね。

○石川(忠)政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 終わります。

○石田委員長 次に、中井徳次郎君。

○中井委員 宇宙開発事業団法案をずっと一度読ましてもらったのでありますが、特に役員以下の項目につきましては、たいへん丁寧に書いてございますけれども、先ほど森本君からいろいろ

わるのかね。

○石川(兎)政府委員 お答えいたします。

ただいまの協賛出資につきましては、先ほど大臣からお話ありましたように、話は出ておりますが、その最終的な金額についてはまだ決定していませんので、ご容赦願います。

○中井委員 そういうことは、国会における答弁としては私は認めるわけにはいかぬと思うのです。法律が通りましたらよく話をしまして、こう言いますね。それで二分の一というのが二億五千万円なのか、二十八億の二分の一なのか。二分の一以上こえちゃいかぬというから、同額という意味なら二十八億までいけるのか、五億までいけるのか、そこはつきりしません。

それから、私はきょうここへNHKの皆さんを呼んでおるわけですが、NHKの皆さんは、この三項目によりまして出資せよと言われておるのじゃないかと思ひまして私に呼んだのですが、どうも一向関係がないようですが、どうしてですか。これは放送、それからKDD、電電公社——NHKは民営がありましても、KDDと電電公社は、これは独占でございます。今後開発事業団と非常に関係がある。二つも三つもあんならば、そこへ幾ら入れようか、ここへ幾ら入れようかという議論があるでしょうけれども、これは受益団体ですね。受益団体で、限られておるわけですが、皆さんのその五億圓というのを見て、まことに貧弱な事業団だと私は思ひましたが、電電公社は数億の予算を組んでいますし、NHKも一千億近い。しかも、こういうことについては非常な意欲を持っておるわけで、また、それでなければ事業の将来はない。KDDに至っては首根っこを押えられるようなことでありましょ。どうしてそういう人たちが一緒に、最初からこの資本金も十億、二十億と幾らでも出してもらってやらないのですか。私はそれがわからない。あなたのさっきからの説明を聞くと、何かぼつぼつやっていくという。それででき上がったら、この次にNHKも研究しているだろう、あるいは電電公社も研究し

ておるだろう、KDDもやっておるだろう。特に追跡の装置なんてありますが、現に国際電報はほとんどないものをたくさん持っているでしよう。追跡の装置でしよう。そういうものとの競合もあるし、どういふふうなお考えを持っておるか。もつと政府として、一体になつて、明るく、おおらかに大規模にどうしてやらぬか。資本金五億圓、説明を聞いたら二十八億圓になりますというところを、なぜ堂々としてやらぬか。官庁のなわ張り争ひの結果ですか、どうですか。私はまことに遺憾にたえないと思うのですが、その辺のところの見解を伺つておきたい。大臣、いかがですか。

○木内国務大臣 いまお話しした点、ごもっともな点も確かにあると思うのですけれども、この事業は、御案内のとおり、非常に巨大な事業でありまして、また、多額の資金を要します。しかも、初めからこれは採算に乗らない性質のものなんです。そこで、先ほどお話しにありました、政府が半額以上出資するということなわけですが、政府が半額以上出資するけれども、これは当然当初は政府で出資すべきもので、民間の出資を期待することが無理なんです。しかし、ただ、せっかく事業を始めますので、そこで協賛という名義で、ごくミニマルの資金を出してもらおうということで協賛出資ということを入れておいたわけなんです。NHKその他の出資につきましても、これはいよいよ利用の段階になつて、NHK、国際電報その他が深い関係を持つようになってくれば、その段階におきましては、NHKその他も出資をしてもらうことになるだろうと思つておるのです。そのため、あとのほうの条文でそういう道を開いておる、こういうようなわけでございます。

○中井委員 その二段がまえが私にわからないのでございます。打ち上げましてこれが成功しましたら、利用するところは、いまから限られておるのですから。あなたはそろばんがとれるとかとれぬとか言いますが、それは一億圓になんなんとする電電公社、あるいは一千億圓になんなんとする

NHK、あるいは半期に二十億もかかる国際電報、そういうところは、将来の布石としてこんなものに金を出すのはあたりまえでありまして、そんなもの採算がとれぬから金を出さぬなんて、そんなことは絶対ありません。それから、採算がとれないから財界の人はなんというお話もありまされども、それは一応のそういう御議論でありまして、こういう日本の将来にわたる大きな影響のありますことについては、それは借金を質に置いてでも協力するというのがたくさんあります。まああなたのほうは十四条に、そういう「物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員」、こういうものは理事になることはできないというふうな、こういうことはきわめて厳格に書いておいて、始まりの協力体制についておかしなもの——それで、いまの木内さんの話だと、「事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額」という、この中には、やはり十四条の二号に該当するようなものも、経団連なら経団連ということになれば入っているわけですね。逆に、この点はむしろ矛盾で、はつきりとこれを打ち上げた利用するものから大いに金を出させたい。第一、二分の一以下というのも、これは政府出資が二分の一、その他にNHKやKDDや電電公社が入るということになりますと、なかなか予算のとり方はむずかしいはせぬか。こういう団体は二分の一の中に入れてもかまわぬ、私はそういうふうな判断をしたいのですが、その辺のところはいかがですか。

○石川(兎)政府委員 お答えいたします。

NHK、電電その他につきましても、実はまだ実験用の通信衛星というものが研究の段階でございまして、これには現時点におきましては出資の対象としては考えていないわけでございますが、しかし、将来、このNHK、電電公社あるいはKDDというものが、通信用実験衛星が開発の段階になりまして、それが実用化されました段階

においては、これら三者がその利用ということについて非常に密接な関係を持つてくるものだと思つております。しかし、ただいまの時点におきましては、そういうことで、まだ研究の段階でございまして、実ははつきりここにも書いてありませんし、また、出し得るというふうな条項を挿入してございます。

○中井委員 あなたの答弁は逆じゃないですか。それは、NHKやKDDや電電公社でそういうことを開発しておたら別に関係せぬ。まだできないから、大いにあなたのためにならぬのじゃないですか。何かその辺のところを二段がまえにしたことは私にどうしてもわかりません。そうして、こういう会社は独占会社で、事業団と同じように法律でちゃんと定まつておる会社なんですから、ことにNHKのごときは、ほんとに中立のああいふ報道機関なんですから、政府の出資の中に含めてやる。そうすれば最初から金がたくさん集まつて強力にやれる。もちろん、NHKでもKDDでも電電公社でも社内ですというところは自由でございまいしょうが、こういうところへ大いに投資せないことには、ぼくたちとしては、そういう会社に——これは毎年通信委員会におきまして厳重に監督してやつておるわけですから、そういう面は大いに積極的によつてもらつたらどうだ、こういうことでありまして、さっきのように、二分の一というふうなことをいながら五億圓で、それで聞いてみたら二十八億だ。また何やら契約があるとか、翌年度の何があるとか、そういう非常にわかりにくい説明では私は納得できないのですが、これはどうですか。たとえば三三三の「事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額」、これはこういうふうになつておるのですから、いまのあなたの方の御意見なら、近いうちに大臣でもかわりましたら、すぐ大臣がこの三三三を利用して、電電公社、出せ、おいNHK、出せということも自由ですよ。あなたの方の説明で私はわかつたわけなんです、この辺のところはどうなんですか。

○河本國務大臣 先ほど森本委員の御質問に対する答弁で、実験用通信衛星に約七十億の予定をしており、星の部分だけでございますが、ということとを申し上げました。当初の計画では、その七十億の事業計画の中の相当部分をNHK、電電あるいは国際電電、こういうところに出してございませう。そういう話し合いで進めておたわけでございます。ですから、今後も当然出してもらわうわけでございますが、ただいまのところ、この事業団には、従前の電離層観測衛星に関する部分、この部分はもうすでに開発段階に達しておりますので、これは当初から出資をいたしますが、実験用通信衛星に關しましては、まだようやくとし、先ほども申し上げましたように、わずか一億前後の予算がついたばかりでございます。研究がスタートしたばかりでございます。開発段階には至っておりませんので、開発段階になり次第、この部分も当然事業団に出資をいたしまして、その段階におきまして、当初の予定どおりNHK、電電その他からも出資をしてもらう、こういうふうな考えでおります。

○中井委員 個々の御答弁はわかるわけなのですが、私はそれを否定するわけではありませんが、全体としまして、この事業団をつくって、その説明が、大臣の説明やら石川君の説明でないかわからないというような法案がどうも納得できないのです。この第四条、これは少し改める意思はおありじゃないですか。

○木内國務大臣 いろいろ問題の点もないじゃないかと思うのでありますが、先例に従った条文でもありますし、私はこの条文でひとつお願いしたい、かように思っております。

○中井委員 それはいろいろ事情がありまじょう。たとえば船舶の問題とか、いろいろありまじょうが、宇宙開発事業団ということについては、それに関連をいたします産業などというものはもうきまつておるわけでございますから、それをなぞ初めからはっきりと書いて望々とやらないのか。最初は五億円であるというふうな行き方は、どうも私は納得できません。特に、冒頭申し上げましたように、立法と行政の区別が、こういうことであるとかなくなる。将来、何でもいいわい、ひとつこういうものをつくって、そのまま書き流していくというのでは、どうも皆さんだけはおわかっておるが、国民はわからない、こういう形でございます。そういう意味で、私はこの四の形については賛成するわけにはまいりません。それで最後に、せめて、そういうことの私の気持ちでありまして、この「事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額」というのは、どれぐらいのものを予定しておるのか、そうして、どういう団体にお話しになるのか、これをちょっと聞かしてもらいたいと思ひます。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。この政府以外の者の出資というものにつきましては、関係産業界とか、あるいはそれに類似するような団体ということを考えて、こういうふうな表現にしたわけでございますが、この点につきましまして、出資につきまして設立委員会において検討されるわけでございます。しかし、先ほど大臣からも御説明がありましたように、協賛的ということになりますので、一億円以下という額になるのではなからうかというふうな存じております。

○中井委員 先ほどから石川君から設立委員の話がしばしばありましたが、設立委員がお集まりになつても、やはり政府の意向はどうでございますかと、大ワクについてはお尋ねになるでしょう。それも世間の常識である。そのときに対するあなたの方の答弁としては、それじゃ一億ぐらいいと、うことを言われる、こういうつもりですね。もう一つ、念を押しておきます。

○石川(見)委員 一億円未満というふうな考えております。

○中井委員 私は、先ほども申し上げましたように、NHKやKDDや電電公社が、設立のときからこれに参画するのが当然であるという見解で、きょうは実はNHKの理事その他を呼んでおりますからちょっと伺つてみたいと思ひのです。が、NHKの経理担当の理事さんに伺ひますが、もしこの事業団からNHKのほうに向かつて出資をしろというお話がありましたら、皆さんはどうなさいますか。

○志賀参事人 先ほどからお話ございましたように、NHKにおきましては、数年前から衛星に關しての研究をいたしております。特に放送衛星の開発に關しまして、その基礎的な研究をいたしております。実は、先般通信委員会御審議をいたしました予算におきまして、約三億五千万円の研究費を計上いたしておる次第でございます。今回この事業団に出資の形で参加する道が開かれておりますが、NHKにおきましては出資という形をいままでとることが可能になっておりませんので、これにつきましては郵政大臣の認可を必要といたしますので、本年度中にそういう問題が実行になるような場合が起きた場合につきましては、郵政省とよく相談をいたしまして実現をはかりたいというふうな考えております。

○中井委員 電電公社のほうはいかがでございますか。

○中山説明員 お答え申し上げます。電電公社といたしましては、事業団への出資については、現段階におきましては、額、時期等についてははっきりいたしておりませんが、今後事業団の事業計画、電電公社の経理状況等を総合勘案の上、予算において御決定をいただいて、郵政大臣の御認可をいただいて、出資の必要があれば出資をさせていただきます、かように考えております。

○中井委員 最後にもう一つ、いま一億円以下というお話がありました。それを出します民間の事業団体ですが、そういうものは一つの団体を一つくつて出させるというふうなお気持ちでありますか、その辺のところをちょっと伺つておきたいと思ひます。

○木内國務大臣 先ほど来御説明申し上げておりますように、この事業は初めは採算がとれる事業ではないのでありますので、民間からの出資を期待することは無理だと思ひのでありますけれども、こういう事業団もできますので、まあ協賛的の意味で、わずかながらでもひとつ出資してもらいたい、かように思ひまして、経団連のほうにその趣旨を伝えておるわけで、経団連のほうでせっかく協賛出資のことをまとめるようにお骨折りを願つておるような次第でございます。

○中井委員 これで終わります。

○石田委員長 次に、吉田之久君。

○吉田(之)委員 せっかくの連合審査でございますので、科学技術庁長官と郵政大臣がお見えでございますので、私は、この事業団法をめぐる見解を、特に第五章の監督の問題で両大臣にいろいろ意見を申し上げ、また、それに対する見解を承りたいと思ひます。

実はわれわれの考え方では、日本がこれからビッグサイエンスに取り組んでいく重要な一つの柱として宇宙開発を推進していく、こういうことになりまして、画期的な研究開発をするためには、やはりどうしても組織ができるだけ一元化しておるほうがより望ましい、それから、資金もできるだけ集中的に行使することが望ましい、こういうふうな考えておるわけでございます。またまたこの宇宙開発事業団に先行いたしまして、二年前に動燃事業団が発足いたしました。この動燃事業団法では、事業団の監督は内閣総理大臣が行なう、それは実質的には科学技術庁長官が主管される、問題によつては通産大臣と協議する、こういうたてまえになっております。したがつてわれわれは、今度の宇宙開発事業団の場合も、おそらくそういうことができるだけ責任体制の明確な方法でこの事業団が発足するのではないかと、いうふうに考えておりましたが、この事業団におきましては「主務大臣が監督する」、その主務大臣とは内閣総理大臣、すなわち科学技術庁長官、そして郵政大臣、それから、先ほど森本委員の御質問に對してお答えになっておられるところを聞きまして、明らかに運輸大臣や建設大臣が将来これに加わってくるであろうというところのようでございます。

われわれはこの科学技術委員会、なぜこういうことになったのかというところ、いろいろ質問をいたしますと、どうも原因は、科学技術庁設置法ができましたときに、その権限、第四条におきまして、特に十五の二で「宇宙の利用を推進すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)」ということが明記されております。ここから科学技術庁が発令している以上、今度の宇宙開発事業団といえども、他の各省庁が所掌している部分には科学技術庁は直接タッチできないので、あくまでも共管という形でやらなければならぬのだというふうないきさつを承りました。私はこういういままでの、しかも十数年前のいきさつにこだわってこれからの宇宙開発を推進していくというふうなことは間に合わないのではないかと、いささかというふうな気がするわけでございます。いささかといきさつとしてわれわれは尊重はいたしますけれども、これから発足する宇宙開発事業団につきましても、もう少し問題を一元化していく、監督を強化していく、そういうことが非常に必要ではないかというふうに考えるわけでございますが、その点、郵政大臣のほうはどのようにお考えでございますか。

○河本國務大臣 根本的には、お話のように、完全な一元化ということが私は研究開発のために最も効果的であるし、望ましい、かように考えます。しかし、今回お話しのようなことになりましたのは、衛星の打ち上げは、従前は、御承知のように、ロケット部分は科学技術庁で、それから星の部分、衛星の部分は郵政省、こういう分担をきめまして相互に連絡をとりながらやってきたわけなんです。そういういきさつがございまして、いろいろ検討いたしました結果、御審議いただいております法律のような内容にするのが、現実においては一番いいのではないかと、かような結論に達したわけでございます。

○吉田(三)委員 ところが、先ほどの森本委員の質問に対する御答弁を聞いておきますと、結局、衛星本体についても、その組み合わせに至る前の

段階、各部分部分についてはほとんどこの事業団はタッチしないというふうに承りました。もしもそうだとするならば、わざわざこの事業団の主管大臣に郵政大臣を加えるというふうなことは、事実的にはあまり意味がないのではないかと、うなずけるわけなんです。要するに、組み立てて打ち上げる、それがこの事業団の主たる仕事になるのではないかと、いうふうなわれわれは承りますけれども、いかがでございますか。

○河本國務大臣 なるほど基礎研究の段階におきましては、依然として郵政省の電波研究所が中心になりましてやることになっております。そして、基礎研究の段階が終わりますと、開発段階に入りまして、ときに事業団のほうに移す、こういうことでございますが、先ほど来の質疑応答にございましたように、郵政省といいたしましても、電波研究所の人も設備もある程度は移していく、こういうことでございまして、私は、先ほど申し上げましたように、この原案にございまして、内容で当分やっていったほうがいい、かように考えております。

○吉田(三)委員 当分とおっしゃいましたが、私も、いろんな過去のいきさつもございまして、この初期の段階におきましては一応こういう形ではないか、あるいはやむを得ないのではないかと、いささかというふうにも思っていますけれども、しかし、いつまでもこういう複数の省庁にわたってお互いに並列に並んでやっていくということでは、非常にむずかしい問題が出てくるのではないかと、いうふうな気がいたします。

そこで、それはそれとして、当面、各大臣あるいは各省庁間の総合調整には、科学技術庁長官が当たられるのか、あるいは郵政大臣が当たられるのか、さしたるかどうか、それで、そういう総合調整の一番中核になっていくのはどちらでございますか。

○木内國務大臣 これは、いまお話しにありましたように、なかなか複雑な問題でありまして、そのために、科学技術庁の設置法におきまして、宇

宙開発のことは科学技術庁でやる、ただし各省庁の所掌のものは除くというふうに書いてある。その趣旨、そこまでできております原因を見ますと、信もあり、放送もあり、あるいは航行関係もあり、気象関係もある、あるいは測地関係もあるというふうな、各省でいろいろ問題を取り扱っておるわけでございまして、各省所管がそんなわけでありまして、私どもは、私どものほうの科学技術庁としては、各省間の科学技術に関する調整をやるということになっておりますので、この問題は主として私どものほうで調整をはかっていく、こういうことになるのだと思います。しかし、主管大臣がたまたまありますのは、いま申し上げたような従来のいきさつもありまして、また、所管事項の性質からいっても、あるいは、これを直ちに一人の所管大臣にしたから、あるいは科学技術庁の所管にしたから、それでうまくいくというわけにいきませんし、また、そういうわけにもまいらぬだろうと思えます。しかし、調整はできるだけとりまして、そして、国費もただに使われないように、そして、なるべく効果をあげるようにしていきたい、かように思っております。

○吉田(三)委員 そうなりますと、主として調整役に任せられる大臣はやはり科学技術庁長官である。将来は、私は、そういうことですから、結局これは内閣総理大臣の監督として、各関係大臣は協議を随時していくというふうな形になるべきだと思えますけれども、それはこれからの問題といたしまして。

そこで、これからは、たとえば主務省令は、共同省令と各省別の省令とが出てくるわけでございしますか。各省単独の省令は、他の省と協議せずにかきめることができるのか、その辺のところを御説明いただきたい。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。その場合におきましては、全部共同省令になるわけでございます。

○吉田(三)委員 そうすると、宇宙開発に関する省令は今後すべて共同省令で出されるというふうな認識をいいわけですか。

その場合、特にこういう宇宙開発を推進していくにあたりましては、大蔵大臣との協議事項もかなり多いだろうと思うのです。財政上の必要の範囲内にとどまるのか、あるいはそれ以上いろいろな大蔵大臣と協議していかねばならないことになるのか、その辺のところは、予算上の問題もございしますので、今後どういう方針で臨んでいかれようとするのか承りたいと思えます。

○石川(見)政府委員 その件につきましては、法案の四十一條に「大蔵大臣との協議」ということで記載してあるのをごいしますが、これは大蔵省の権限に密接に関連のあるものについて協議するという考えでございます。この内容としましては、ほかの事業団におきまして協議内容とは多少変わりはございません。この協議事項のうちで、基本計画につきましては、わが国の宇宙開発の規模が国の財政上適当であるかどうかという点について協議をするわけでございします。それから、事業計画との関連性の問題、あるいは出資金と事業計画との関連性の問題、あるいは出資の時期の問題、それから、事業計画から見た後年度の財政負担等についての協議を行なうという考えです。このようにいたしたわけでございまして、事業団の監督にあたつて、ここに記載されておりますのは、やはり必要なものではないかというふうに考えております。

○吉田(三)委員 われわれが特に心配いたしますのは、結局予算内の問題は、これは協議しなければならぬと思えますけれども、予算外の問題でも、絶えず大蔵省に伺いを立てなければならぬのか、相当長期にわたる問題でございしますから、そういう点のところがどうもわれわれわかりかねるわけなんです。だから、いまおっしゃったように、いわゆる基本計画を立てる場合に、国の財政上のバランスと科学技術との関連をきめる、そういう大枠をきめる場合には、まず協議しなければ

ばなりません。その協議をしておけば、あとは年
年の予算の問題だけで大蔵省と協議すればいいの
かどうなのか、その辺はいかがですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

事業団の事業計画は単年度のものでございます
ので、そのときの出資の問題とか、いろいろござ
いますので、やはりその点について、財政上の問
題として大蔵省との協議ということになるわけ
でございます。

○吉田(之)委員 次に、先ほどからいろいろ承
っておりますと、たとえば衛星本体の開発のピッ
チ、それから、誘導関係の技術の進みぐあい、あ
るいはロケットの技術、こういう非常に重要な何
本かの柱、これの研究開発の進みぐあいに
いて、現状においてわれわれが感じますことは、い
ろいろとアンバランスが生じてきているのではな
いか。ある面ではある程度進んだけれども、一つ
の部門ではまだまだ全然海のものとも山のものとも
見当がつかない。もしもそういう状態であるな
らば、私はどこかでいゆるチェック・アンド・
レビューをやらなければならぬと思うのです。
そういう点を、今度の宇宙開発事業団のほうで
は、どういうふうな考えをしておられるか。原子力発
電なんかの場合、動力炉の場合には、いろいろと
そういう点を当初からきめておられますけれども、
この宇宙開発の場合には、思い通りにそれぞれ
やって、やっとならば部分だけ組み立てられそう
だわ、それではひとつ事業団で打ち上げてもら
うかというぐらいいいことになったんでは、私はた
いへんだと思うのです。その辺の調整、バランス
のとおり方、これを御説明いただきたいと思いま
す。

○石川(見)政府委員 確かに、従来の宇宙開発に
つきましては、先生御指摘のように、バランスが
くずれている面もあったわけでございます。しか
し、この事業団によりましてそのバランスを保
とうという事で、この事業団に非常に期待して
いるわけでございますが、事業団の実体的組織
の中におきましては、そのために企画部門をつ
くりまして、そこでいろいろシステムデザインとい

うようなものを考えて、そのアンバランスをなく
しようというねらいでございます。

○吉田(之)委員 三年ごとに見直しをするとか、
そういう具体的なことをまだきめてないのです
か。たとえば五年間で――今度四十六年には電離
層観測衛星を打ち上げる、四十八年には静止通信
実験衛星を打ち上げるというふうなことがいろ
いろとプログラムの上には載っているわけなん
です。そのとおり進んで行けるのかどうか。どこ
かでときどき点検、見直しをしなければなら
ない、バランスをとらなければならぬ。その辺の
調整のしかたを、あらかじめ期限を切ってお
うふうなことでは、私は国民に相すまいと思
うのです。

○石川(見)政府委員 この宇宙開発計画につきま
しては、従来から宇宙開発委員会におきまして、
この計画自体をチェックしているわけございま
す。計画をつくりまして進めているわけござい
ますが、この事業団におきまして、その計画を
受けまして、事業団としての計画をまたつく
てやるわけでございます。したがって、その間
にアンバランスができるというような時点にお
きましては、そのつどチェックしていくという方
法を考えたと思っております。また、そのよう
にしてアンバランスを早急になくしていきたいとい
うふうに考えております。

○吉田(之)委員 そのつどというようなことで
は、どうもわれわれは――そのつどというのは毎
月やるのか、三年おきにやるのか、五年おきに
やるのか、非常にあいまいだと思っております。やはり
全体の進みぐあいを、これが全部バランスが
とれなければ、衛星を打ち上げることができな
いわけですから、この部分が非常におくれてお
る。こちらは大体進んだ、ならば、一応それはその辺
でとめておいてでも予算を集中して、そして頭脳
を集めて、おくられている部分を取り返してい
く。これは年々年々、あるいは二年おきなら
二年おき、確実にやっていかないと、そのつど

いうようなことでは非常に私はあとで禍根を残す
ようになりはしないかという点を心配いたすわけ
でございますが、重ねてお答えいただきたいと思
います。

○石川(見)政府委員 少しことは足りなかった
わけでございますが、委員会におきましては、毎
年度計画を立てて、それを進めていくわけござ
います。事業団の中におきましては、そのために
計画管理部というふうなものをつくりまして、そ
うして、その計画管理部によって全体の事業団の
進行のぐあいを、あるいはロケット開発、衛星開発
の、いろいろものはその計画管理を担当する部門に
いて絶えず検討をしながら、そのアンバランスを
なくしようというわけでございます。

○吉田(之)委員 最後に聞いておきますが、その
チェック・アンド・レビューをやる担当はだれで
ございましょうか。だれがやるのか。各省庁のい
わゆる主管大臣が全部協議してやるのか、それとも、
どこかの省が一応中心となって、問題別に関係省
庁とやるのか、その辺のところを伺いたいと思
います。

○石川(見)政府委員 大きなワケといたしまして
は、宇宙開発委員会でございます。しかし、実行
の部門につきましては、その事業団の中の計画管
理の部門で行なうわけでございます。

○石田委員 次に、中野明君。

○中野(明)委員 時間がないうえですから、けさ
ほどからだいぶ各委員から議論が積み上げられて
おりますが、私も二、三、要点だけ単刀直入にお
尋ねしたいと思っておりますので、簡単に御答弁願
いしたいと思います。

かねがね議論が出ておりますが、この事業団を
つくるにあたりまして、どうしても宇宙開発の基
本法を先につくるべきだ、こういうことは、大臣
の答弁も、そういうことをよく承知しているとい
う御答弁のようですが、いづれも基本法をつくら
れる目安を持っておられるのか、最初にそれを
伺っておきたいと思います。

○木内国務大臣 先般、宇宙開発委員会設置法の
ときに、基本法の問題その他いろいろ附帯決議で
お話がありました。一々ごもつともなことござ
いまして、科学技術庁におきましても、その点に
ついて大いに研究をいたしております。し、ま
た、各党の間におきましても、いろいろ御協議に
なっております。また、私もそのほうとして
も、それに積極的に御協力を申し上げているわ
けでありまして、各党間のお話がまとまれば、な
るべく早い機会においてその法案が成立すること
が望ましい、かように考えておるわけございま
す。

○中野(明)委員 これはぜひ早く実現されること
を最初に要望しておきます。

それから、この法律の内容を見てみますと、第
一条の目的、この法律の目的をみると、宇
宙開発が、この法律によりまして、将来事業団に
よって一元的に行なっていくことができる、このよう
になるのだというように読み取ることができま
すが、それでよろしいですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

ただいまお話しのように、一元化の方向に沿
ってこの事業団を進めていきたいと存じており
ます。

○中野(明)委員 それでは、けさほどから議論が
出て、はつきりしなかったようなんですが、ここ
でいうのが国での宇宙開発ということがありま
すが、宇宙の範囲、これについて、一般的に考え
まして、狭い範囲と広い範囲と二つに宇宙とい
うのは分けられると思えます。大臣は、この宇宙とい
うこと、この範囲について、どのように、どの点
が妥当だ、このようにお考えになつておられる
のか、これがはつきりしないかどうかとも思
います。大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○木内国務大臣 宇宙の範囲について御質問を
持たれるのはまことにごもっともかと思
うのですが、けさほど来、先般来、政府委員から御説明
申し上げておられますように、昨年ですか一昨年
ですか、宇宙条約を御承認願いましたですね。と

それで、第一条の目的に関連しまして、過日も議論が出ておったのじゃないかと思いますが、私ども一番案じておりますのは、やはり平和利用の問題であります。この法律では、平和以外に利用してはならないというところについては、この条文でも触れてないわけでありまして、少なくともこの宇宙開発に関しては、当初から平和利用ということについては各方面から期待されていることです。それについて、この目的の中でもそのことをやはりはっきりうたわれるべきではなかったのかと私たちも考えるわけですが、この点、いま

○中野(明)委員 平和利用という問題については、いまの大臣の答弁では、それは一応あらゆるところで、総理も、また大臣も、その他関係方面で言われていることですから、これは私どもも疑う余

比率等につきましては、別にどこから何名、どこから何名というふうには、いまのところ考えておりません。最も有能な人々を官、学、民から集めて、しっかりしたトップマネージメントを確立したい、かように考えておるわけです。

○中野(明)委員　有能ということになりますと、片寄ってしまうというような心配も私ども一応す

○石川(晃)政府委員　その百五十一名の内容を申し上げますと、現在の宇宙開発推進本部から八十五名を予定しております。それから、郵政省の電波研究所から二十三名を予定しております。そのほか、科学技術庁の航空宇宙技術研究所から二名というふうに考えております。

○石川(晃)政府委員 失礼いたしました。残りの四十一名につきましては、民間、学界からこの事

○石川(見)政府委員 この四十一名の内容につきましては、まだ具体的にきめていないわけでございます。

から、個々のその人の技術能力というものによってこの事業団に参加していただきたいと存じております。

○中野(明)委員 外人なんかは考えておられますか。

○石川(晃)政府委員 考えておりません。
○中野(明)委員 それで特に防衛庁関係ということ

とも私でもある程度考えられるのじゃないかというような気がしたのですが、防衛庁関係はどうでしょうか。

○石川(晃)政府委員 防衛庁関係は考えておりません。

○中野(明)委員 それは今後も考えられないことかどうかということですね、現時点では考えていないけれども、今後は要請があれば、あるいは必要があれば入れていくのか、そういうことでござ

います。

○石川(晃)政府委員　現在宇宙開発に従事しておりますところがある程度限られておりますので、そういう意味におきましては、今後もないものと考えております。

○中野(明)委員　それで、情報の提供、おそらくこれもなさっていくんじゃないかと思いますが、そういう場合、外国から要請があれば当然情報の提供はなさるのかどうか、そういうことでございます。

○石川(見)政府委員 今後宇宙開発が進みましていろいろな成果があがってきました場合には、成果は公開したいと思っております。

○中野(明)委員 それは、向こうから要請があればですか、それとも、要請がなくてもどんどん公

○石川(見)政府委員 成果は公開するということがございますので、要請がなくてもその成果自体は公開されるものと思います。

ただ、商業機密に属するものは、従来からの慣行によりまして、これは公表できないと存じております。

○中野(明)委員　宇宙開発ということについては、軍事面が非常に先行しておりますので、いろいろと私どもも、こういう情報提供ということについては、軍事面に利用される心配がないだろうかと、そういうことも懸念しているわけでありまうす。そういう点で、どこまでも軍事に關係するよ

うな情報の提供というものは拒否しなければなら
ないんじゃないか。これは、先ほど大臣の御答弁
にもありましたとおり、その精神からいっても当
然そうだと思うのですが、その辺、非常にいろい
ろと私どもも勘ぐって心配をする面もあるのだ
ですが、今後の問題として、ぜひそういう点もよく配
慮していただいて、軍事に情報提供にならないよ

うに氣をつけていたきたい、私、このように考
えるわけですが、その点、大臣から……。

○木内国務大臣　その点、なかなかむずかしいところでありまして、皆さん方からは、これは平和的に限る、しかも自主、民主、公開だ、すべては公開しろとおっしゃっておるんで、公開した先にこれをほかの人がどう利用するかということとは、実は皆さん方も考えにならないで、とにかく、いづれにしても、その開発の成果は公開しろく

とおっしゃっておるので、私どもは軍事利用にされたいことを希望いたしますが、さればいつて研究した成果を公開しないというわけにはまいりませんので、公開はいたしたい、かように考えております。

○中野(明)委員　では、最後にお尋ねしておきますが、事業団法の附則で、先ほど中井委員からも質問があったようですけれども、十五条、十六条でNHKとか公社もそれぞれ出資ができるというふうに規定されておりますが、四十四年度には、

○木内國務大臣　先ほど来御説明申し上げましたように、四十四年度には、これは期待しております。考えておりません。

○中野(明)委員　では、四十五年度以降においては、当面さしあたって四十五年度ですが、これはどの程度お考えになっているか。

○木内國務大臣　これはむしろ私より郵政大臣から御答弁なさったほうがいいんじゃないかと思うのですが、先ほど郵政大臣から、将来これが開発され、利用の段階になれば、そのときにはそういう機関からもひとつ出資を考えてもらうようになるだろうというお話がありました、いま四十五年

度の予算の要求、そろそろそういう時期になりますけれども、私どもとしてはいまの段階には考えておりませんが、郵政当局におかれて、これは適当な時期になってきているというふうにお考えになる時期においては、あるいはこれを予算に計上するようになるだろう、かように思っております。

○河本國務大臣　まだ実験用通信衛星は、先ほども申し上げましたように、ようやくことしからこ

くわすかの予算がついて、研究にスタートしたばかりでございまして、来年から開発段階にはまだ達しないのではないか、かように考えております。現実の予算要求はもうぼちぼち七、八月ごろからしなければなりませんので、来年度はNHK、電電から出資をしてもらわなくてもいい、かように考えております。

○中野明委員　けさほどからの審議を聞いておりまして、せっかく法律案が出てきたんですから、私どもも、もう少し内容が煮えているのではないかと、もう少し期待したのですが、まだまだ煮えていないところもあったようです。せっかく

要望にこたえて事業団をつくられるわけですから、審議の過程でいろいろな問題になった点もよく含まれて、今後事業団ができて、その運営がスムーズにいくように私どもも心から願うわけであります。ときどき耳にしますが、せっかく事業団

いけない、そういうような実例も間々、過去にはあったようにも思います。そういう点で私どもも心配していることも一々検討いただいて、そうして、今後事業団がスムーズに運営できるように特に最後に要望いたしましたので、終わりたいと思います。

○石田委員長 次に、田代文久君。

○田代表員 昨年(一九八四年)の一月十七日にアメリカ側から、日本との平和的宇宙協力について日本政府に提案されて、政府は十二月の十三日に、この提案を歓迎し、日本政府の見解を発表しております。アメリカの提案並びに日本側のそれに対する回答

というのは、わが国の宇宙開発の基本原則に一致しておるかどうか、この点を木内国務大臣並びに郵政大臣から、まずお答え願いたいと思うのです。

ば、一定の条件のもとにひとつ協力をしよう、こういうことでありまして、それを私どものほうで

検討いたしましたして、そうして、これを歓迎いたしましたして協議をいたしたい。ただし、機密保護のために法律をつくるというようなことはわれわれのほうはしたくない、かように意思表示をしたわけです。これはわれわれのほうの基本原則、宇宙開発の基本的な態度に合致しているものだと思っております。

○河本國務大臣　ただいま木内長官のお答えになつたとおりでございます。

○田代委員 いま両大臣から、宇宙開発の基本原則について、アメリカ側の提案も、それから日本の考えも基本的に一致している、こういうお答えでございますね。ところが、私は、実際はこれは一致してはおらない、こういう考えを持っているわけです。

大体、第一に、このアメリカ側が提案したいわゆるジョーンソンメモ、これに明記されております。

ように、「この協力は、日米両国政府がともに両国政府のインテリサットにおける約束に合致して引き続き行動するという仮定のもとに提案され、また、実施しうるものである」ということをはっきりしておきます。また、「この分野における技術の日本への移転は、既存の、または改定されるインテリサット協定と両立する実用国内組織、または純粋に実験的な通信衛星組織において使用される場合に米国内によって承認されるであらう。」という条件がついておきます。

それから第二に、日本側との合意条件として(a)項、(b)項がありますが、(a)項では「相互に別段の合意がある場合を除き」というただし書きがついておいて、平和目的以外の場合が含まれておいて、そういう含みを持っておけるといことがこれは考えられるわけでありまして、また、(b)項で「米国内の協力から生ずる技術または機器はいかなる方法によっても、またいかなる状況のもとでも」——

実はこれはきびしくおられるわけですね。「中共またはソ連に移転されず、また、日米両国政府の共通の輸出政策に基づいて、相互に合意されない限り他の第三国へ移転されないこと。」ということを中心としておられます。この(a)項との関係で、中ソ両国等を主たる対象として軍事的秘密、軍事的利用が考慮されておるといふこと、これは、こういふただし書き、条件から見ると、これは明らかであります。こういうことを見ますと、私は、さつき両大臣とも確認されました基本原則、自主、公開、民主という原則に——明らか

にこれはたし書きがついておられるし、明確な自主、公開の原則を忠実に政府自身がつとておられるならば、私は、アメリカのこういう、いま言いましたような非常にきびしいただし書き、条件というものがあるのです。一致しておられる結論にならないと思うのです。これはどういうことですか。

○木内国務大臣 どうもちょっと誤解をされているんじゃないかと思うのです。それはアメリカのほうのメモをお読みになってのお話だろと思うのです。アメリカはこういう意見だということをお

いつてきておられるわけです。ところで、私どもの返事のメモをごらんになれば、アメリカの条件をそのまま受けているんじゃないのです。アメリカは、ひとつこういう考えでやりたいという一方的の意見を述べたのです。それに対して私どものほうで言いましたことをよくごらん願いたいと思うのです。私どものほうは、アメリカの言ったとおりの条件で技術の導入を受けるなどということは一言も言っていないのです。

そこで、第一に、たとえば、別段の定めのある場合を除き平和目的に限るといったって、別段の定めはしないのです、われわれは平和目的以外には考えておらないのですから。そのことは私どもの返事にもきわめて明瞭に出ておられると思うので

それから、あとの第三国に対する問題につきまして、私どもはアクセプトしたという字は一言も使っておりません。それです。私どもが向こうから言ったメモをそのまま受けて、それを条約にでもしたというならとにかく、そうじゃないのですから、その点をひとつ十分お読み願いたい、かように思っております。

○田代委員 もしそのとおりでありますならば、この日本側の回答に、第三のところをいまいおっしゃったようなことが少し書いてあるんですね、この点との関係なんですか、もしアメリカのそういう提案、それを受け入れる、のむという点なくしては、日本へのアメリカ側の技術協定はあり得ないことになるんじゃないですか。日本政府は、アメリカ側の提案に対して、大体その技術を受け入れる、あるいは協力するといふような問題についてどういう態度、見解をもって話し合

いに臨んでおられるのか、また、その経過、内容はどうか、御説明願いたいと思います。

○木内国務大臣 いまの点、当然御質問になるべきところだと思ふんですけれども、私どものほうは、私どもの考えに従って、アメリカと現に交渉を継続しているわけです。そこで、われわれの考えに従ってアメリカからある程度の技術の協力は

得ることができ、かように考えております。いま外交交渉の過程にありますが、その内容を公表するわけにまいりませんけれども、その話がまとまった場合には当然これは公表したい、かように考えております。

○田代委員 いまの経過、内容については発表できない、こういうことなんですね。しかし、それは発表できずして——私はその内容との法案とは、これは切っても切れない不可分の関係にあると思ふんです。その内容を公表し、また、国会議員に説明されることもなくして、こういう法案を提出されるということができませんか。

○木内国務大臣 それはむしろ私は話が逆じゃないかと思うのです。この法案をお認め願って、そして、宇宙開発事業団で宇宙開発をする場合に、必要なものはアメリカから技術を自主的にわれわれは導入する場合もあり得るというのでありまして、この法律の成立が前提に私はなるべきもので、この点にまた、いま外交交渉でいろいろの問題を打ち合わせておられますが、これは外交の慣例上、話の過程においては発表しないということになっております。それで、私が申し上げておるのは、話がまとまって、まとまったらそれは当然発表すると私は申し上げておるのですから……

○田代委員 そうしますと、昨年の一月十七日のこのアメリカの提案、さつき申しました(a)項あるいは(b)項に対する政府の考え方はどうですか。

○木内国務大臣 それも先ほど申し上げておられますように、私どもは、私どもの考えに従って、この機密保護という法律をつくって、そういうことをしてまで技術を導入するようなどことは考えておられないことを、はつきり私どものほうの書簡といいますが、メモの最後に明記しておるのですから、その点もよくごらんおき願いたいと思います。

○田代委員 そういたしますと、結論的に政府はこの(a)項、(b)項については賛成できない、否定的な考えを持っておるんだ、こういうことになりま

○木内国務大臣 いや、そのままだ全部賛成できないと言っているわけじゃありません。ただ、私どもは、自分たちのほうの主張に従って、向こうの言うとおりに私どもはアクセプトしてない、というのが現状です。

○田代委員 じゃ、われわれのこの考え方というのは、大体どういうことですか。いまこれは外交交渉だと盛んにおっしゃいますけれども、しかし具体的にアメリカが(a)項と(b)項をこれほど明確に、しかも、きびしく言っている、これに対する私どもの考え方というのは一体何ですか。

○木内国務大臣 私どもは、軍事機密保護の法律をつくってまで機密を守らなければならぬようなものは輸入するという考えはない、ということをはつきり書簡の最後にいっていることで御了解願えると思うのです。

そこで、アメリカとしては、軍事機密にわたるようなこと、出してはいかぬようなことは私どもはほうへよこさないだろう。私どもはそれがなくてもやっていけると思うのです。そこで、その範囲内において私どもは必要な技術の導入を自主的にきめていきたい、かように考えております。

ただ、しかし、この事業団においていろいろな機器その他を事業団から商社その他に注文する場合に、商社が先方のメーカーその他とまたいろいろ協議をするでしょうが、その際に必要な商業上の機密というものは、これはある程度適当に保護されるべきものである、これは、これは問題ありません。

○田代委員 私は政府の考え方は非常に甘いと思うのです。アメリカは軍事上の機密とか、そういうことは言い出さないであらうといううようなことを主観的に決定されておられますけれども、私は、アメリカをそんなに甘く見ちゃならないと思うのです。甘く見ちゃならないということがはつきりこの(a)項、(b)項に出ているのです。はつきりあなたがこの(a)項、(b)項について、これは全面的に賛成でもない、かといって全面的に否定でもない、こういうふうに言っておられます、そのこ

とばに非常に逃げがあるんです。先ほど公明党の中野委員がこれに対して、はっきり平和利用以外には使わないのだというところを入れるべきじゃないかと、国民が希望する当然の要望について質問されましたことに対して、これは何だか別にそれを認めて必要はない。すでにその初めの委員会において平和利用以外に使わないということになっているのだということでお逃げになりましたけれども、そういうこと自身は非常に危険だと思ふのです。日本の立場に立つて。政府は、この(a)項、(b)項に全面的に賛成できない点もある、かといつて否定する面ばかりでもないんだ。じゃ、どこを大體賛成されるのですか、はつきり具体的にアメリカは(a)項、(b)項出しておるのです。

○木内国務大臣 先ほど来お話ししておりますように、それはアメリカの意見なんです。私どもは最後に、メモをもらっていただければわかるように、その機密保護のために法律までつくる考えはないということをはつきりしているのですから、そういう状態のもとにおいてアメリカは私どものほうに提供し得るものは提供するでしょう。そこで、私の考えとしてはアメリカは軍事機密にわたるようなものはよこさないだろう、こう思つておるのですよ。アメリカのメモにはいろいろのことを書いてありまして、よこさないだろうと思う。また、私どもはそれまでのものはもらわなくてもやっていける、かように考えておる。そこにいまの(a)項、(b)項に対する考えがあるので、全面的にこれを拒否したわけでもない、全面的にアクセプトしたわけでもない。私どもは自主性をもつて必要に応じて必要なものは導入する、こういう態度をとつておるのです。

○田代委員 非常に甘いと思うのですが、次の点から質問して明らかにしたいと思うのです。ことしの二月にワシントンで、来年以降のインテルサットの恒久制度化を目的とする政府間の会議が開かれました。このインテルサットが地域衛星を認めないとしておることに対して、日本側は、地域衛星については権利を保留するというこ

とを明らかにされております。この態度、つまり、地域衛星については権利を保留するというこの日本政府の態度、これは私は正しいと思うのですけれども、この態度を堅持されるかどうか、この点をお尋ねしたいと思ふのです。

○河本国務大臣 その方針を貫いていきたいと思ひます。

○田代委員 もしその地域衛星についての権利を保留するということを貫くという政府の態度でありますならば、そういたしますというとき、アメリカのそういう技術協力があり得ない、できない、アメリカは、このインテルサットのそれに合わないような日本側の主張に対しては、これは自分たちと違ふのだから、したがって、この協力は自分たちはしないのだというところを明らかにするだろうし、また、事実これはメモそのものが実に明確にそういう点をうたつておるわけなんです、もしそうだとすれば、アメリカ側の協力はあり得ないと思ふのですが、それでもなおアメリカの協力があつて、このようにお考えになるかどうか。

○木内国務大臣 いまのメモがそのまゝ固定的なものであるということになれば、あるいはそういうことも多少考えられるのじゃないかと思ふのですが、これはものごととは外交の交渉ですから、アメリカはそういうことを言いましたけれども、私どものほうは、いま郵政大臣のお話がありましたように、インテルサットに対するわがほうの立場を主張しておるのです。それにもかかわらず、私どもは必要な技術は導入することはできる、かように考えております。

○田代委員 現実にはそういうことを堅持するということになりまして、私はやはりその限りにおいて協力は得られないと思ふのです。ところが、そういうことが明確にならないうちに、具体的に既定の事実として、そういう日米協力という形が進められておるのじゃないですか。その点、どうですか。全然そういうことは進められていないのですか。

○木内国務大臣 いま御趣旨の点はちよつとは

きり私は了解しかねるのですが、いろいろなことはありますけれども、一方において、並行的に、技術の導入に対する交渉は継続しておるといふことをさきき申し上げた。しかも、話がまとまればそれは公表する、こういうことを申し上げておるのであります。これは、ものごとは、解決するまで一方は交渉をやつちやいかぬというもののじやない。やはり並行して交渉をしていくべきものだ、かように考えております。

○田代委員 先ほど加藤委員の質問に対して、もしアメリカからの技術導入ができなければ、実際において打ち上げとかこの計画はできないのだというような答弁があつたと思ふのですが、そうなんです。

○木内国務大臣 いませっかく技術の導入について交渉しているものであります、全面的にその導入ができぬということになれば、多少の支障は来ますけれどもあり得るだろうと思ひますけれども、いまの段階におきましては、私の了解しておる範囲では、まず大體予定どおりにものは進行している、かように私は考えております。

○田代委員 そうすると、端的に聞きますけれども、この日本の宇宙開発事業団の性格、開発の基本方針について、日本政府は地域衛星を自主的に開発して前進する方針なのか、アメリカ依存で、自主性を放棄して、実用国内組織あるいは実験的な通信衛星組織に限るのか、その方針をもう一度明確にしたいだきたいと思ひます。

○河本国務大臣 先ほど来いろいろ質疑応答がございましたように、インテルサットの本協定は、これから交渉段階に入るわけですが、その場合におきまして日本政府のとるべき態度については、先ほど申し上げたとおりでございます。一方、木内長官からお答えになりましたように、それと別個に、並行して技術導入の話を進めていく。さらに、万が一その技術導入の話がいろいろな関係でうまくいかなくても、現在の日本の技術水準、研究能力からすれば、おおむね間違いないと予定どおりやれる、こういうことを言つて

おられるわけでございます。

○田代委員 アメリカのメモが非常に歓迎される形で政府が受け入れておることは、日本政府のこの回答によつても明らかですが、とにかく私は、こういうメモが出されて、そして、それが歓迎して受け入れられる形で進められておる事業というもののについては、いまいろいろ政府は逃げる形で答弁をなさいましたけれども、私は何もそういうアメリカとの関係で国産衛星の打ち上げを急ぐという必要はないと思ふのです。これはやはりどの委員の質問によつても明らかのように、将来軍事的な問題とか、あるいは機密保護法の関係とか、いろいろな問題の疑義が残つておると思ふのです。これはメモ自身がそうしているのですが、そういう中で私はアメリカとの関係でそれを急いで打ち上げる必要はない。日本が持つておるほんとうの基本原則に基づいた自主、民主、公開、これを堅持しつやつて、あるいは幾らか期間が延びるということはあるけれども、それはやむを得ないし、また結局はこの節は十分……。だからそういう点は十分注意していただきたいと思ひます。

最後に、事業団の設置による一元化にあつて、先ほど来、科学技術庁の宇宙開発推進本部あるいは電波研究所等の定員が削減されるということと各委員から質問が出ましたが、森本委員の質問に対して、電波研究所の二十三名の定員の削減について、もしその二十三名の方々がこの事業団に行くということに対して希望しない場合には、それをやらせるといふようなことはやらないということとを答弁なさつたのですが、もしこの二十三名が全員、自分はそのうちどこに行くことは希望しないということになった場合には、どういう処置をおとりになるのですか。

○木内国務大臣 いろいろな御意見がございましたが、いま最後の御質問の前に、アメリカのあれを歓迎するといふのはおかしいじゃないかというお話をしたけれども、アメリカは、もし日本が希望するならばこういうことに対して協力しようという好意的な手紙といふかメモです。これに対して

はやっばりお互いに、個人でも国家でも同じこと
で、それに対してお申し出は歓迎しますというの
は、これは儀礼的に当然のことです。

そこで、さらに、しからば、いろいろ私どもは
話をあいまいにしているというような話がありま
したが、少しもあいまいにしていない。私どもの
考え方はきわめて明確にこちらのメモで表示して
いるものであるということだけはひとつ申し上げ
ておきたいと思ひます。

それから、いまの事業団を構成する場合に、こ
ういう人を希望するならば各役所からひとつ入
れよう、こういうことになっておる。それが全部来
なかつたらどうするかというような場合を私ども
は全然想定しないのです。私どもは、ただ、無理
なことをして、本人の意思に反してまで全部移す
ことはないということを申し上げておるのであり
まして、私どもは、それらの人々が全部来ない
というような場合はあり得ない、かように考えて
おります。もしどうしても来ないという人がある
ならば、その場合にはまた、人員の増強というこ
とに対して他のことを考えなければなりませんけ
れども、私どもはさような場合を想定することは
できないのです。

○田代委員 想定することはできないとおも
ひましたが、しかし、それはそうはいかない
と思う。私は現実にはこういう方々にも会って意見
も聞いてみたのですが、非常に行くことに対して
反対されておる方が多い。ですから、私ははつきり
念を押したいのは、強制的に身分移管をやらな
いということだと受け取っていいわけですね、これ
は。

それから、最後に申しますけれども、先ほど非
常に歓迎するというようなこととおっしゃいまし
たけれども、私自身日本の国民としては、こうい
う(a)項、(b)項といったような——もし平和という
立場にはつきり立つならば、こういうわかり切っ
た、しかも、名ざしでソ連とか中共とか、こうい
うことを明確にされておるようなこういうメモに
対して、歓迎するというような受け取り方はでき

ないです。明らかに私たちは、こういうメモが来
たら、このメモはおかしいじゃないかということ
を一発やるべきが日本の立場だと思ふのです。ど
んな不当なことをいわれてきても、向こうから
いつてこられたのだから歓迎します、その上でお
話ししましょう、こういうことでは私たちは納得
できないのです。

この点をはつきり申し上げて、質問を終わしま
す。

○石田委員長 これにて本連合審査会を終了いた
します。

午後一時二十五分散会

昭和四十四年五月十四日印刷

昭和四十四年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局